

別 紙

府中市住宅マスタープラン検討協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 名簿に住所、氏名を記入して、事務局職員が指定する場所でお待ちください。協議会において傍聴の許可が出た後に、入室についてご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしないこと
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと
 - (3) 会議中、写真、動画等の撮影や録音をしないこと
- 4 前条の規定に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。